

平成27年度最高裁判所総合評価審査委員会（第2回） 議事概要

開催日及び場所	平成28年3月8日（火）最高裁判所中会議室
委員	<p>委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授）</p> <p>委員 浦江真人（東洋大学理工学部教授）</p> <p>伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）</p> <p>林弘一（経理局営繕課首席技官）</p> <p>吉田正紀（同 次席技官）</p>
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 平成27年度(上半期)の総合評価落札方式の発注状況について

- (1) 総合評価落札方式による発注状況について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

総合評価落札方式について、低入札や不落等も含めて、今年度の傾向はあるか。

**【事務局】**

そのような観点での統計はとってはいないが、今年度の上半期は、低入札が多かったようである。今後、データの取り方や分析方法について、検討したい。

**【委員】**

了解した。

2 平成28年度総合評価落札方式及びプロポーザル方式の実施方針等について

- (1) 実施方針等について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

継続教育の証明書を発行する団体のリストについて、建設系CPD協議会と建築CPD運営会の両方に記載されているものがあるが、どういうことか。

また、(社)や(財)という表現や統合される前の団体名が使われており、資料が古いのではないか。

**【事務局】**

それぞれの団体で評価基準が異なり、両方の団体に所属しているということである。両団体の重複と団体名については確認する。

**【委員】**

了解した。

3 平成28年度における競争参加資格の設定について

- (1) 競争参加資格の設定について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

監理技術者の要件が6月1日から変わるが、変更後の要件に合ったものか。

**【事務局】**

変更前のものである。6月以降、改めて変更する予定である。

**【委員】**

了解した。

4 平成28年度の審査対象案件の抽出について

- (1) 審査対象案件について説明

(2) 委員からの質問等は特になし

## 5 最高裁判所長官公邸新営設計業務について

(1) 業務について説明

(2) 委員からの主な意見は以下のとおり

### 【委員】

地下室は造らないのか。緊急の時には地下にしっかりしたものを造ったほうがよいのではないのか。

### 【事務局】

そこまでのものは考えていない。

### 【委員】

面積表では、1階は木造と鉄筋コンクリート造がおおよそ半々となっており、2階の鉄筋コンクリート造の面積が1階の面積より大きいのが、混構造をどのように捉えているのか。

### 【事務局】

1階には鉄筋コンクリート造の車庫も設けるため、2階より大きくなる。単純に床面積を2で割った大きさにはならず、鉄筋コンクリート造の部分から1階の木造の部分が少し張り出す形になることを想定している。

### 【委員】

そうだとすると、その分が大きくなるということも考えられるので、日照の確保は期待しないという理解でよろしいか。

### 【事務局】

日照をどのように確保するのかは大きなテーマである。住居部分を2階に配置することも一つの案と考えている。なお、建てる位置について自由度がないため、日照については設計の過程で考慮したい。

### 【委員】

それは提出された提案で判断すればよい。評価テーマの設定の検討で、採光については記載されているが、日照については記載されていないため、そのようなところを評価するのかしないのか、明示するかどうかという確認である。なお、採光は北向きでもよく採光と日照は異なるものである。

### 【委員】

配置図に記載された矢印が敷地へのアプローチだと思うが、工事範囲を示す網が掛かっているということは、門扉を造り替える提案も考えられるということか。

### 【事務局】

既存の門扉の更新を設計の範囲に含めたいと考えていることから、網掛けとしている。

### 【委員】

高さが重要文化財を超えてはいけないという制限がないのであれば、採光のために高くするという提案も考えられるのか。

### 【事務局】

アイデアの一つとしてそのような提案も考えられる。

**【委員】**

混構造というのは、一般的な建築方式か。法律上、木造を含まなくてはいけないのか。それとも、積極的に混構造で造りたいということか。

**【事務局】**

全て鉄筋コンクリート造とすることもできるが、法律に則って計画を進める中で、維持管理部門を部分的に木造とすることにした。

**【委員】**

プロポーザル方式なので、あまり制約を設けずに、できるだけ自由な発想でいろいろな提案を出してもらうのがよいのではないか。

**【事務局】**

法律にどのように適合させるのか検討した結果、このような設計条件としたものである。

**【委員】**

鉄筋コンクリート造とし、一部を木造とすることは決まっているということか。

**【事務局】**

そのとおりである。

**【委員】**

それならばそれでよいが、構造的に問題がないから大規模な建築物でも木造で造っていきましょうということであり、鉄筋コンクリート造のほうが耐震性に優れていると固定しないほうがよい。テロに対しては分からないが。

**【委員】**

塀も工事範囲なのか、どこまで提案範囲なのか分からない。

**【事務局】**

塀は除くことになる。

**【委員】**

明確になっているところがあれば、明示していただきたい。採光が重要だということであれば、明示する必要があるが、それが図となって提案されることになるのか。

**【事務局】**

提案は、原則として文章のみである。

**【委員】**

一般的なテーマとして意匠性を設定し、重要文化財に近接して建てるからデザインに気をつけましょうというのは理解できる。しかし、施設固有のテーマとしてプライバシーの確保を設定すると、採光などは重要なファクターではなく、家としての住みやすさというものは提案項目からは感じられない。プライバシー確保であれば、ある意味全て壁にしまえばよく、公邸だから普通の家とは違うといえればそれまでであるが、住みづらい家になるのではないか。

**【事務局】**

そのようにならないよう、良好な住環境を確保するという条件を設けており、プライバシーも重視するが、住環境も重視するというものになっている。

**【委員】**

優先順位を付けてしまうと公邸だからプライバシーが高くなるのも仕方がないことかもしれない。

**【委員】**

もし、プライバシーの確保を設定するならば、そこに日照を入れる必要はないのではないか。

**【委員】**

提案テーマの設定については、これでよいと思う。

どのような提案が出てくるのかというイメージがつかないが、それをどのように評価して差をつけるかということが重要ではないか。評価の配点は、どのタイミングで委員会に諮られるのか。

**【事務局】**

今後、公示の手続きに入るが、参加希望者から提案書が出てくるので、そこで評価した上、次の委員会でこのような評価を考えているということを説明させていただく。

**【委員】**

設計業務での評価の配点はどのようになっているのか。

**【事務局】**

各評価テーマの評価方法は定められており、提案された項目の的確性、独創性、実現性というものを評価方法に基づいて評価する。各評価に対する配点は、テーマ毎に15点である。

**【委員】**

A4一枚で図は用いないという注意事項はどこに書かれているのか。それによって、多くの図が付いている技術提案は提出されないということか。

**【事務局】**

入札説明書の中で、文章での表現を原則とし、視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限度の範囲とすることや、具体的な建物の設計を表現しないよう注意事項が記載されている。また、注意事項としても添付する予定である。

**【委員長】**

提案テーマについては、係が設定した三案でよろしいか。評価テーマの書きぶりについてもこれでよろしいか。

**【各委員】**

了解した。

6 高松地家裁丸亀支部庁舎新営実施設計業務について

- (1) 入札結果及び経過について報告
- (2) 委員からの質問等は特になし

7 その他

- (1) 平成28年度の委員会のスケジュールについて説明
- (2) 委員からの質問等は特になし